

# 久喜市テニス協会細則

## 第1項 総則について

現在、細則事項無し

## 第2項 協会加盟について

### 1. 団体加盟時の条件

- ① 活動拠点が久喜市内、及び近隣市町であること。
- ② 協会の活動に協力的であること。
- ③ 団体の会員数が5名以上であること。

### 2. 個人加盟者の条件

- ① 久喜市在住、又は在勤であること。
- ② 協会の活動に協力的であること。

### 3. 加盟団体の会費は次による。

- ① 1団体、年額 3,000円 + 会員数×300円とする。
- ② 個人会員は、年額 3,000円とする。
- ③ 構成員が中、高校生の学校法人は、会費を免除する。
- ④ 加盟団体、及び個人会員は、定められた会費を当該年度の4月末日までに納めなければならない。

## 第3項 役員について

### 1. 第9条 役員を選出 2.各加盟団体からの理事の推挙について

- ① 加盟団体は、理事を1名以上推挙しなければならない。

但し、登録会員数が21名以上50名迄は2名、51名以上は3名迄推挙出来る。

## 第4項 会議について

現在、細則事項無し

## 第5項 会計について

現在、細則事項無し

## 付 則

1. 本細則は、2017年4月1日から施行する。
2. 本細則は、2017年9月17日に一部改訂する。
3. 本細則は、2022年4月2日に一部改訂する。